

第3回東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議の書面開催の結果について (令和7年3月19日開催)

1 委員

○脇田 隆字	国立感染症研究所 所長
砂川 富正	国立感染症研究所 実施疫学研究センター センター長
猪口 正孝	公益社団法人東京都医師会 顧問
宮川 昌和	公益社団法人東京都薬剤師会 副会長
大曲 貴夫	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 病院 副委員長 (感染・危機管理担当、災害・救急担当)、国際感染症センター長
今村 顕史	地方独立行政法人東京都立病院機構 がん・感染症センター 都立駒込病院 感染症科部長
川上 一恵	公益社団法人東京都医師会 理事、かずえキッズクリニック 院長
渡瀬 博俊	中央区 保健衛生担当部長兼保健所長
渡部 裕之	東京都 西多摩保健所長
大滝 英一	東京消防庁 救急部救急医務課長
吉村 和久	東京都健康安全研究センター 所長
賀来 満夫	東京 iCDC 所長
成田 友代	東京都保健医療局 技監
奈良 由美子	放送大学 教養学部 教授
紙子 陽子	紙子法律事務所 弁護士
神尾 真知子	日本大学 名誉教授
横田 明美	明治大学 法学部 専任教授
小島 和明	東京商工会議所 産業政策第一部 副部長
柏木 昌隆	日本労働組合総連合会東京都連合会 副事務局長・労働局長
小平 房代	東京都総務局 危機管理調整担当部長

(○は委員長)

2 議事

- (1) 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) について
- (2) 都民向け冊子 (案) について

3 委員の御意見等

(1) 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

(今村委員)

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」および「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（案）」については、これまでの会議における意見が十分に反映されており、追加での修正や意見等はありませんでした。また、都民等からのご意見等に関しても確認させていただきましたが、特にこちらから追記する事項はありませんでした。

(奈良委員)

政府行動計画との整合性をとりつつ、東京都の特性がきちんと打ち出された良い内容の行動計画になっていると思います。

パブリックコメントを拝読しました。前向きで建設的な内容のものが多く、心強く有り難く思いました。パブリックコメントへの応答と都行動計画への反映も的確だと考えます。

(横田委員)

パブリックコメントで寄せられた意見のうち、対応の必要なものはあまり多く見受けられない。ただ、一部の意見に、平素からの感染対策がおろそかになってきているのではという危惧からの懸念がみてとれる（マスクを外させる指導などがあるという話も聞いており、そのことを指しているようにも思われる）ため、都民、関係市民への平素からのアプローチが重要であると感じる。

(その他委員 17 名)

特に意見なし。

(2) 都民向け冊子（案）について

(脇田委員長)

素晴らしい冊子になっているが、一部の図について解像度が悪い。せっかくなので書き起こしてクリアな図にしていきたい。

(猪口委員)

読みやすくいいと思います。

(今村委員)

「都民向け冊子（案）」の内容については、行動計画の中から都民に役立つ情報を選択して、見やすい冊子として作成したことは評価すべきところだと思います。行動計画の構成、概要については、どうしても煩雑な表となってしまいますが、この部分については仕方がないところかもしれません。

(川上委員)

わかりやすくよくできていると思います。新たな意見は特にございません。

(奈良委員)

分かりやすい構成と内容、表現の冊子になっていると考えます。

多くの都民のみなさんに同冊子を見て理解をいただけるよう、広報・広聴を進めていただければと思います。

(紙子委員)

見やすく、良いものになっていると思います。

将来的にでもよいのですが、ウェブサイトで公開した本冊子のデータから、各国語に機械翻訳できたり、自動文字読み上げ機能で音声を聞けたり、あるいは内容の読み上げ動画を公開したり、英語版を公開するなど、多様な都民のアクセスができるようになるとよいと考えます。

(神尾委員)

正確な情報の入手先を掲載する前に、なぜ正確な情報を入手することが必要なのかについて記載があるとよいと思います。偽情報などの注意喚起を記載した方がよいと思います。

危機管理体制、計画に関する情報の QR コードには、誰による、どのような情報が入手できるのかが具体的に記載されていますが、感染症に関する情報の QR コードにも各々誰による、どのような情報が入手できるのかの説明があるとよいと思います。

都民でも取組をする対象が個人の場合と事業主の場合があると思います。対象を明確にした方がよいと思います。たとえば、職場の取組が記述されている箇所について、この取組の対象は事業主だと思いますので、「事業主の職場での取組」とし、学校に通うお子さまに対する取組については、学校に通うお子さまがいる

方の取組ですので、「学校に通うお子さまがいる方（又は場合）の取組」とした方が、対象者にメッセージが届きやすいと思います。

まん延防止のための措置をとる主体（都や国）を明記した方がよいと思います。

（横田委員）

要点がまとめられており、また、伝えたいメッセージがはっきりしているので、良い冊子であると感じる。

（その他委員 12 名）

特に意見なし。